

おいしいさつまいもができるかな？



主 な 内 容

- 「壬生町障がい者基本計画
・障がい福祉計画」を策定しました ……2～3
- 地籍調査にご協力をお願いします ……6～7
- 国保だより ……8～9
- 老人保健についてのお知らせ ……10～11
- こんにちは赤ちゃん事業について ……12
- ごみ処理について ……14～15
- 農業委員会だより ……18

6月13日、下稲葉食育応援隊のみなさんと
メリーランド保育園の園児たちがさつまいもの
苗植えを行いました。収穫を楽しみに、1本1
本丁寧に苗を植えていました。

(関連記事 20頁)

障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、希望する生活の場を自ら選択し、住み慣れた地域で自立した生活を継続して送るため、必要な障がい福祉サービスを受けながら地域生活と社会参加の実現を図っていくことを目標として、きめ細かなサービス提供体制の充実を推進します。

また、障がいのある人の生活の質を高めることを目標に、就労の支援や社会参加の促進を図ります。

居宅支援サービス

- ・それぞれの障がいの特性に対応できる事業所や人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- ・相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、役場などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

日中活動系サービス

- ・就労の支援については、庁内の関係各課や関係機関、企業等との連携を図り、施設利用から一般の就労に結び付けられる体制整備に努めます。
- ・これから就労を希望する障がいのある人はもとより、職に就いている時や、職を離れた後のフォローとしての相談支援体制の充実に努めます。

居住系サービス

- ・共同生活援助、共同生活介護は自宅での生活が困難となった障がいのある人や、施設を退所して地域への生活に移行する障がいのある人の受け入れ先として、今後整備することが重要な課題となります。グループホームの提供体制にあたっては、空き物件等既存の社会資源の活用を検討します。
- ・施設入所支援については、現在利用実績のある施設と連携をとり、サービス量の確保を行うほか、障害程度区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。
- ・相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、役場など関係機関のネットワーク構築に努めます。

地域生活支援事業 など

- ・自立支援医療費や補装具費については情報の周知を行い、利用の促進を図ります。
- ・町単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。
- ・主な地域活動支援事業
 - 相談支援事業 ○ コミュニケーション支援事業 ○ 日常生活用具給付事業
 - 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター事業 ○ 訪問入浴サービス事業
 - 福祉ホーム事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 自動車改造費助成事業 等

「壬生町障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定しました

計画の基本理念

障がいのある人が、その障がいを理由に制限を受けることなく生活することは、障がい者施策の重要な課題です。

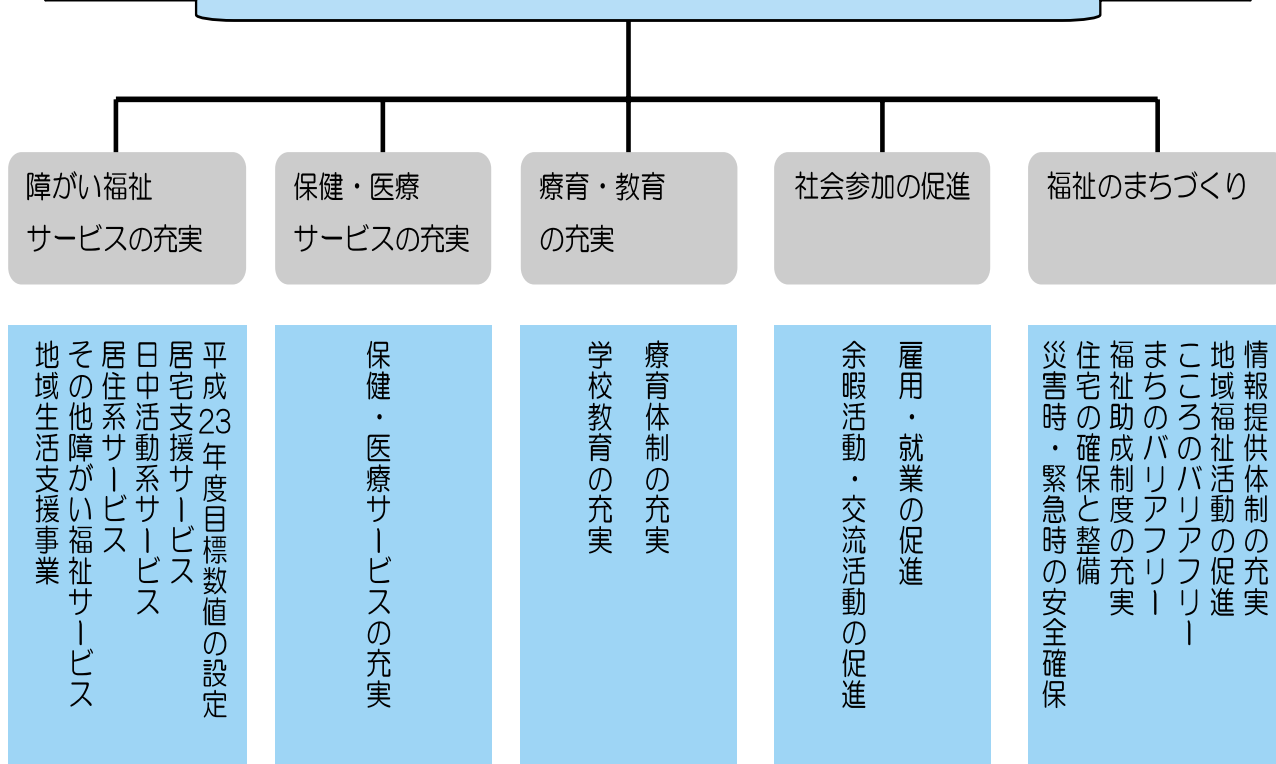
平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、身体・知的・精神と3つの障がいごとに分かれていた障がい福祉サービス制度を一元化し、障がいのある人の地域生活への移行支援や就労体制の充実を図り、住み慣れた地域で、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。

本町においても、障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせるまちづくりを目指して施策を推進してきました。

今後においても、障がいのある人の地域での生活を支援し、さらに就労や社会参加などに積極的に取り組める環境づくりを目指していくことから以下の基本理念を設定し、計画を進めていきます。



「共に生き、共に参加するふくしのまちづくり」



福祉のまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送れるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、町民の障がいに対する理解を深め、地域で支えあえるまちを目指すとともに、ボランティア活動が行いやすい土壌の整備に努めます。

また、緊急時における障がいのある人の避難体制・安全確保の体制整備に努めます。

町での取り組み

- ◇福祉サービスや制度を気軽に利用できるよう福祉情報の町広報紙やホームページ等で提供を行います。
- ◇障がいのある人やその家族が安心して生活できるよう、充実した相談体制の構築を目指します。また、相談に応じて適切なサービス利用へとつなげられるよう努めます。
- ◇障がいに対する福祉教育を推進し、また、障がいのある人との交流の場を充実させることによりこころのバリアを取り除きます。さらにボランティア活動を支援するなど、地域福祉の活動が活発に行われるまちづくりを目指します。
- ◇段差の解消や点字ブロックの設置など、障がいに配慮したまちづくりを進めます。
- ◇障がい者医療費の助成や交通機関利用に必要な費用を助成し、障がいのある人の経済的支援を行います。
- ◇住宅を改修するのに必要な費用の助成や、障がいに配慮した住宅を普及するなど、障がいのある人でも住みやすい住環境の形成を支援します。
- ◇災害時に援護が必要な障がいのある人を把握し、速やかに避難できる体制の構築を目指します。

障がいのある人や、ご家族の方の相談・各種サービスの利用、申請等についてのお問い合わせ先

町民生部健康福祉課

社会福祉係

☎81-1829 FAX 81-1121

Email minsei@town.mibu.tochigi.jp

健康増進係

☎82-3588 FAX 81-1571

壬生町保健福祉センター内

保健・医療サービスの充実

一生涯における心と身体における障がいの早期発見と早期療育を進めるとともに、障がいの発生予防のため、各種健康診査等の対策を図ります。

また、障がいのある人に対しては、関係機関と連携し、リハビリテーションの充実を図ることにより障がいの軽減や日常生活での自立を促します。

町での取り組み

◇障がいの発生や生活習慣病を予防するために、健康診査や各種検診、健康教育や健康相談等を充実します。また、介護予防検診等を実施することにより、障がいの早期発見にも努めます。

◇障がいを軽減するため、障がいの悪化を防ぐために、リハビリテーションを提供する場を、医療機関等の関係機関と連携を図り確保します。

療育・教育の充実

障がいのある子どもの保護者の負担を和らげるため、サービスについて情報提供や広報活動の充実を図ります。また、個々の障がいのある子どもの個々の適性に応じた進学や就労を支援していけるよう、相談機関との連携を強化し、療育体制の強化を図ります。

障がいや障がいのある人を理解する教育の一環として、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流教育を進めます。

町での取り組み

◇障がいの早期発見を図るため、妊産婦に対して健康教育や健康診査、乳幼児健康診査等の母子保健対策を行います。また、障がい早期に発見された場合には、速やかに医療機関の早期治療や適切な療育が受けられる体制の充実を目指します。

◇障がいのある児童生徒、ない児童生徒との交流教育を進め、豊かな社会性や人間関係を育みます。また、障がいのある児童生徒の能力や特性に配慮した教育相談や進学・進路指導の充実に努めます。

◇障がい児保育に携わる人材の資質の向上を図ります。

社会参加の促進

障がいのある人が充実した生活を送れるよう、各種イベントの開催や生涯学習への参加を促します。また、障がいを持っていても、一般の方と同様に就労できるよう関係機関と連携を図るとともに、事業主への理解を求めて障がいのある人の就労の場を確保します。

町での取り組み

◇障害者就業・生活支援センターや一般企業と協力し、学校を卒業する障がいのある児童生徒や就労支援サービス事業所で訓練を受けている障がいのある人の雇用先の確保・拡充を図ります。

◇障がいのある人が働きやすい職場を確保するため、事業主や職場内での理解を求め、バリアフリーな職場環境の普及を目指します。

◇障がいのある人が地域の集まりや生涯学習などの講座へ参加することを促し、交流の機会を充実させます。

**にご協力を
お願いします**

平成19年度は、下図の地区（藤井Ⅳ地区）を調査いたします。

- ①道路などと個人の土地との境界確認
- ②個人と個人との土地の境界確認
- ③測量のための基準点の設置及び測量

平成19年度調査地区・区域図（藤井Ⅳ地区）



地籍調査の進め方

1 準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会等を行い、地籍調査を始める体制を作ります。



2 一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、土地所有者等の立会のもとに、所有者、地番、地目※1、境界の確認を行います。

※1…地目 土地の主たる用途のこと。田、畑、宅地、山林、原野、公衆用道路などに区分される。



3 地籍測量

図根点※2を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これによって、各筆の位置が地球上の座標値で正確に表示されることになります。

※2…図根点 座標値を求めるための基準とする点



4 成果の閲覧・確認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案を土地の所有者等に閲覧し、誤り等を訂正できる機会を設けます。その上で、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。



◎成果の利活用

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害時の復旧、各種行政運営等に利活用します。最近ではコンピュータによる管理が進んでいます。



◎登記所への送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において土地登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備え付けられます。

費用について

地籍調査に土地所有者の皆さんの費用負担はありません。

地籍調査とは

人に戸籍があるように、土地にも戸籍、つまり、地番、地目、面積、所有者があり、これが「地籍」です。

「地籍調査」とは、土地の地籍を明確にする調査のことです。具体的には、一筆ごとの土地について、現地で土地の境界を確認し、正確な測量を行い、地図（地籍図）と記録（地籍簿）を作成するものです。

どうして地籍調査が必要なの？

土地に関する記録としては、登記所に備え付けられている「公図」や「登記簿」があります。

しかし、その多くは、明治時代のはじめの地租改正時に作成された地図がもとになっています。当時の測量技術やその後の土地の異動などにより現況と合わないために、土地取引や公共事業に支障をきたすだけでなく、境界紛争の起こる原因にもなっています。

そこで、土地の有効活用や保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する「地籍調査」を実施する必要があります。

地籍調査は何の役に立つのでしょうか？

●皆さんの財産（土地）が正確に記録され保存されます。

●一筆ごとの土地が経緯度と結びつけられているため、災害等で現地が変化しても土地の境界を再現できます。

●正確な地籍図が作成されるため、土地に関するトラブルを未然に防げます。

●公共事業に要する時間と労力を節約できます。

●正確な課税がなされます。

●土地に関する情報のデータベースを作り、コンピュータ処理ができ、各分野で多様な利活用ができます。

問合せ先

町経済部農務課地籍調査係

☎81-1842

国保だより

『国民健康保険高齢受給者証』が変わります。

～ 昭和7年10月1日から昭和12年7月1日生まれの方 ～

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。本年は、7月25日頃、発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合は、保険環境課国保医療係にお問い合わせください。

現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

なお、8月1日以降になりましたら、役場保険環境課か町民生活課又は稲葉・南犬飼出張所へ返還してください。

負担割合の区分、基準収入額適用申請については、老人保健と同じです。10頁『老人保健についてのお知らせ』をご参照ください。

問合せ先 町民生部保険環境課国保医療係 ☎ 81-1836

国保税は必ず納期内に納めましょう

国民健康保険は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。

医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族の誰かが亡くなったときなどの給付費用は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助金、そして国保税でまかなわれ、特に国保税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、国保税の期限内納付にご協力ください。

◆国保税はいつから納めるの

国保税を納めるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからで、届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国民健康保険加入・資格喪失の届出は、忘れずに14日以内にしてください。

平成19年度の納付は、平成19年7月から翌年2月までの8期です。

国保税の納付は、便利な口座振替で！

手続きは簡単です。

- 一度手続きをすれば翌年度以降は自動的に継続されます。

手続きに必要なもの

- 預金通帳
- 通帳の届出印

次の金融機関へ

足利銀行本支店
栃木銀行本支店
栃木信用金庫本支店
下野農業協同組合本支店
郵便局

問合せ先 町総務部税務課諸税係 ☎ 81-1819

保険税を滞納すると…

- ※ 災害などの特別な理由もなく、長い間保険税を納めないでいると、やむを得ず次のような措置をとることがあります。

災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

政令で定めた特別の事情があると認められた場合。

- ・世帯主がその財産につき災害を受け、又は、盗難にかかったこと。
- ・世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ・上記に類する事由があったこと。

その他、次の方は、措置の対象から除かれます。

老人保健制度で、医療を受けている方。

厚生労働省で定める公費負担医療を受けている方。

1. 納期限をすぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

2. それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに、『短期被保険者証』が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短く、期限切れごとに保険証の交付を受けることになります。

3. 納期限から 1 年を過ぎると

『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書は、保険証を返していただき、代わりに国民健康保険の被保険者の資格を証明するものです。

お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

全額自己負担で診療を受けた場合、本来、保険者である町が負担する分（一般ですと 7 割）を特別療養費として、町に申請・請求することになります。

申請・請求は、診療を受けた月の翌々月以降に、領収書・印鑑等を持参のうえ、町保険環境課国保医療係で行います。

特別療養費の請求権は、医療費を支払った日の翌日から起算して 2 年で時効により消滅します。

4. 納期限から 1 年 6 か月を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

5. それでも納めないでいると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

☆以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなるわけではありません。

どうしても納付が難しいときは、早めにご相談ください

納付が困難な場合は、未納のままにせず、納付方法等について、早めに担当窓口にご相談ください。

納付相談窓口：町総務部税務課収税係 ☎ 81-1816

老人保健についてのお知らせ

老人保健の負担割合を 8 月 1 日に判定いたします。

老人保健医療受給者証

老人保健で医療機関の窓口で支払う費用（一部負担金）は、所得に応じて、1 割か 3 割となっております。

この負担割合は、前年の所得状況から、下記の表の基準により、毎年 8 月 1 日付で判定しています。

このため、3 割から 1 割に、あるいは 1 割から 3 割に負担割合が変更になる方がいます。

負担割合が変更になる方には、変更後の受給者証を町から 7 月中にお送りいたします。

負担割合の変更がない方には、特に通知はいたしませんので、これまでの受給者証を引き続きお使いください。

◇負担割合区分等の判定基準

（70 歳以上の国保の方も同様です）

所得区分	判 定 基 準	負担割合
現役並み所得者	70 歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方のうち、1 人でも一定の所得（住民税の課税所得が 145 万円）以上の方が同一の世帯にいる方。 ただし、70 歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方の収入の合計が、2 人以上の場合は 520 万円未満、1 人の場合は、383 万円未満であるときは、 基準収入額適用申請 をしていただくことにより、「一般」の区分と同様になり、1 割負担となります。	3 割
一 般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない方です。	1 割
低 所 得 Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である方（低所得Ⅰ以外の方）	1 割
低 所 得 Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（例、年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方	1 割

○3 割負担の方でも、1 割負担になる場合があります。

上の表にあるように、世帯内にいる 70 歳以上の方の収入の合計額によっては、『**基準収入額適用申請**』をしていただくことにより、1 割負担になる場合があります。

該当すると思われる方には、町から通知をお送りいたしますので、手続きをお願いいたします。（70 歳以上の国保の方も同様です。）

減 額 認 定 証

入院時の自己負担限度額・食事代の減額

○低所得Ⅰ・低所得Ⅱの方は申請を。

低所得Ⅰ・低所得Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていただくことにより、入院の時に、1か月に支払う自己負担限度額や食事代が減額になります。

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日までとなっており、該当すると思われる方につきましては、町から通知をお送りいたしますので、申請していただきますようお願いいたします。

◇自己負担限度額（月額）

所得区分	外 来 (個人単位)	外 来 + 入 院 (世 帯 単 位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1 % 4回目以降は 44,400円
一 般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

◎ 負担割合が変更になる方及び低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方には、町から通知をお送りいたしますが、自分は該当すると思うのに通知が来ないという方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先（保険環境課国保医療係）にお問い合わせください。

また、受給者証等の交付後、所得額の更正や世帯内で所得のある方の異動により、負担割合等が変更になる場合があります。お心当たりの方は、お申し出いただきますようお願いいたします。

こんなときには、
届出を

- 加入している健康保険証が変更になった。
- 住所が変わった。
- 世帯の構成が変わった。

※役場保険環境課、稲葉・南犬飼出張所に届出をお願いいたします。

- ・印鑑
- ・健康保険証をご持参ください。

老人保健についてのお問い合わせは……

町民生部保険環境課 国保医療係

☎ 81 - 1836

お母さんの子育てを応援つづけます

～生後4か月までの全戸訪問
「ごんには赤ちゃん事業」が始まりました～

町では今年度から「次世代育成事業」のひとつとして、4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問しています。

母子保健推進員・保健師が家庭訪問をして「予防注射スケジュール表」をお渡しします。

赤ちゃんの事で、心配な事や聞きたい事がありましたらどうぞご相談下さい。



お渡ししている予防注射スケジュール表(表紙)

母子保健推進員とは…

行政と住民の皆さんのパイプ役として、町長の委嘱を受けて家庭訪問や、乳幼児健診の計測や相談のお手伝いをしてくださる「子育ての先輩」です。

各地区ごとに現在36名の会員さんが活動しています。

問合せ先 町民生部健康福祉課

健康増進係

(保健福祉センター)

☎ 82-3588

FAX 81-1571

「不妊治療費補助制度のお知らせ」

壬生町では、子どもを望む夫婦が不妊治療を受ける場合において、その不妊治療費の一部を助成しています。

対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の全てに該当する方

- ① 医師による不妊治療を受けていること
- ② 1年以上前から壬生町に居住している方
- ③ 医療保険各法の被保険者又は被扶養者である方
- ④ 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満である方
- ⑤ 町税等の滞納がない方

助成の内容

治療1回につき、国、県の制度や医療保険各法に基づく補助及び給付等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額で10万円を上限に助成します。

1年度あたり2回までとし、通算3年まで助成します。

所得の算定

所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。

申請期限

原則として治療を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。

ただし、治療中で年度を越える場合は、治療終了時が治療を受けた日として申請できます。

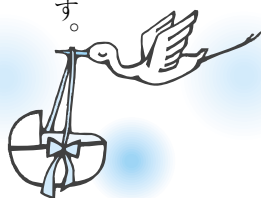
必要書類

- ① 壬生町不妊治療費補助金交付申請書
 - ② 保険適用外医療費に係る領収書
 - ③ 国又は県の制度による給付等があるときは、補助金等交付決定通知書の写し
 - ④ 住民票の写し又は、外国人登録原票記載事項証明書
 - ⑤ 所得証明書(児童手当用)
 - ⑥ 町税完納証明書
- ただし公簿等により内容が確認できる場合は、これを省略することができます。

申請先・問合せ先 町民生部健康福祉課児童福祉係 ☎ 81-1831

その他

栃木県においても同様の助成制度がありますので、県南健康福祉センター健康福祉課母子健康福祉担当(☎ 0285-22-0488)までお問い合わせください。



7月は“社会を明るくする運動”並びに “青少年の非行問題に取り組む強調月間”です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするともに、一人ひとりの子どもを、非行に走ることなく健全に育成するため、青少年の非行防止と保護を社会全体の責務としてとらえ取り組む、全国的な運動です。

青少年健全育成標語

青少年を非行から守り犯罪の未然防止と、更生のために援助で
きる標語を、中学生2学年を対象に町青少年健全育成実施委員会
(秋沢真宏委員長(町PTA連合会長))が募集し、青少年問題
協議会において厳正に審査し選出された作品です。

最優秀賞

糸川 遙(壬生中)

断る勇氣 自分の意志を しっかり持とう

優秀賞

津久井 豊(南犬飼中)

「まあいいか」その一回が 落とし穴

毛塚 智晶(壬生中)

たった一言 あいさつで 笑顔あふれる 住みよい町へ

佳作

高山 茉夕(南犬飼中)

ダメなこと 「ダメだ」と言える 勇氣もとう

高橋 繭(壬生中)

見つめよう 今の自分と あるべき姿

石原 茉那(南犬飼中)

強い意志 やめる勇氣が 明るい未来に

伊藤 優花(壬生中)

相談しよう 家族や友達 それから私

玉眞 里紗(壬生中)

ちょっと待った! その気のゆるみが 闇への一歩

松本有未子(南犬飼中)

消さないで あなたの瞳に 正義の光

小林 義明(壬生中)

いじめだめ あいての気持ち 考えて

“社会を明るくする運動” 法務大臣のメッセージを伝達

7月の“社会を明るくする運動”強調月間に先立ち、6月29日、壬生町保護司会会長から町長に社会を明るくする運動に対する町民の理解と参加を求める法務大臣からのメッセージの伝達がありました。



壬生町敬老金給付対象者が変わりました

高齢者の健康と長寿のお祝いとして毎年支給されてきました敬老金の対象者が、これまで当該年(1月1日から12月31日)に77歳に達する方以上の年齢の方すべてに支給してきましたが、今年度より、支給の対象者を以下のように制限させていただくこととなりました。どうぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

当該年度(4月1日から3月31日)に以下の年齢に達する方となります。

・ 77歳に達する方	80000円
・ 80歳に達する方	100000円
・ 88歳に達する方	200000円
・ 90歳に達する方	300000円
・ 95歳以上の方	500000円

平成19年度支給対象者の生年月日の区分は以下のとおりとなります。

・ 77歳	昭和5年4月1日～昭和6年3月31日
・ 80歳	昭和2年4月1日～昭和3年3月31日
・ 88歳	大正8年4月1日～大正9年3月31日
・ 90歳	大正6年4月1日～大正7年3月31日
・ 95歳以上	大正2年3月31日以前

なお、特別敬老金(満100歳に達する日を迎える方で引き続き本町に住所を有する期間が10年以上の方)の支給は、変更ありません。



問合せ先 町民生部健康福祉課 高齢福祉係 ☎ 81-1830

ごみの減量化にご協力ください!!

町では、ごみの減量化・資源化を推進するため、その一環として、壬生町資源ごみ回収報償金交付要綱に基づき、町民の皆様の各種団体参加によるごみ減量化活動を行なっています。

この資源ごみ回収活動において、皆様のご協力をいただき、昨年度1年間で約607トンのごみを資源化（減量化）し、約198万本のペットボトルを回収することができました。

ごみ 607トンを資源化
ペットボトル 198万本を回収



新聞紙 352.9トン



雑誌類 92.2トン



ダンボール 107.3トン



びん類 30.8トン



鉄類 9.3トン



アルミ他金属 9.9トン



布 3.5トン



その他 1.5トン

平成18年度 団体別資源ごみ・ペットボトル回収実績表

(50音順)

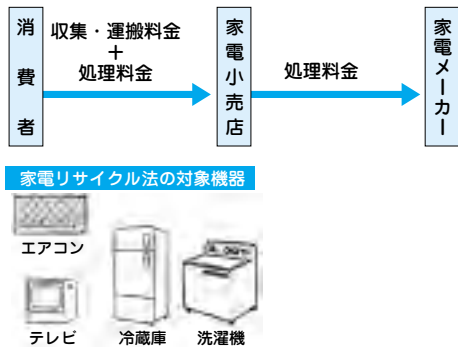
回収団体名	資源ゴミ (kg)	ペットボトル (本)	回収団体名	資源ゴミ (kg)	ペットボトル (本)	回収団体名	資源ゴミ (kg)	ペットボトル (本)
朝日連		43,600	下横町自治会	22,912	20,271	羽生田小学校PTA	905	33,046
ありんこ保育園動物愛護会	8,050	10,376	(社)共育会メリーランド保育園		15,221	藤井小学校PTA		15,220
いずみ自治会	17,291	21,401	(社)せせらぎ会デイサービスセンターウイズ		18,250	南犬飼中学校PTA		124,477
いずみ自治会育成部	5,694		城東町自治会		5,470	壬生北小学校児童会		5,700
一心会		3,103	城内自治会	12,520	35,405	壬生小学校		15,000
今井自治会	4,040		すばる		2,426	壬生中学校生徒会		145,921
駅東子供会育成会	23,826		生活研究グループあざみ会	1,693		壬生中学校保護者会	24,527	147,713
おもちゃのまち育成会		1,500	せせらぎ学園		56,010	壬生東小学校児童会		19,803
おもちゃのまち自治会	94,022	86,700	月かげ幼稚園育成会		17,960	睦小学校PTA		17,706
上稲葉自治会上町中組	3,791	4,547	東下台育成会		6,985	安塚小学校児童会		21,694
上表町ときわ会		51,588	栃木県立壬生高等学校		12,000	安塚小学校PTA		15,446
上田子供育成会	19,187	18,011	中泉子供育成会	6,932	12,300	やすづか保育園保護者会	2,416	6,082
上町天狗杉班	1,921	600	中表町自治会	4,634	8,135	壬生町城南長寿会	20,020	
上町巴会	4,724	4,174	西高野老人会	7,800	21,070	壬生町六美中央育成会	3,476	1,907
上通町自治会	10,744	8,528	のぞみホームを応援する会	49,060	86,750	六美南鄙育成会		6,741
北小林子供会育成会	12,007	21,200	馬場自治会	11,049	47,930	むつみの森自治会	54,892	189,400
県営壬生住宅育成会		22,571	福和田花壇管理組合		16,059	六美北鄙育成会	3,969	4,185
県営壬生住宅自治会	10,001		フレンズ	7,440	11,809	安塚青葉二班	2,665	2,414
鯉沼自治会	16,158	46,270	平成7年保護者会	10,398	72,510	安塚三自治会	26,248	29,829
秋桜(コスモス)		66,020	星の宮育成会	5,366	5,447	安塚中央コスモス会	11,781	2,540
雇用促進住宅	2,336		緑町一丁目自治会	27,231	43,111	ゆうがお会	5,360	8,770
幸町一丁目育成会	1,351		緑町三・四丁目育成会	5,773	6,634	萬町自治会	7,482	8,216
幸町三丁目育成会	1,579	1,434	緑町二丁目自治会	10,217	45,220	ルネブラッツ22事務局		10,345
三修会壬生北剣道教室育英会	665	7,300	壬生寺保育園		6,613	若草自治会	5,862	10,797
至宝町婦人会		52,870	稲葉小学校児童会		13,003			
至宝町南子供育成会		3,210	いなば保育園保護者会		3,139			
下表町自治会	17,384	49,229	しもだい保育園保護者会		7,580			
下台団地子供育成会		7,674	とおりまち保育園保育会		8,904	合 計	607,399	1,981,070

家電4品目の廃棄は (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

小売店や一般廃棄物処理業許可業者に依頼しましょう！

1) 対象機器を買換える場合や購入した小売店がわかっている場合

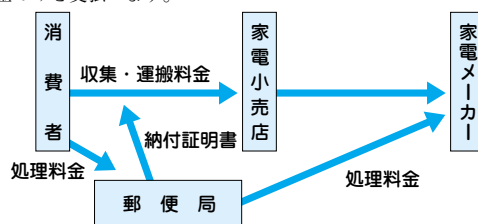
小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を小売店に支払います。



2) 左記以外（買った小売店が不明、通信販売で購入など）

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を(財)家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみを支払います。



※許可業者につきましては、**下表**に掲載しています。

※**テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン**を廃棄する場合は

処理料金（リサイクル料金）

テレビ：2,850円 洗濯機：2,520円
冷蔵庫：4,830円 エアコン：3,675円
(消費税込)

+

収集運搬料金

が必要となります

注1 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを**ごみステーション**には絶対に出さないでください。

注2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、**清掃センター**では取り扱いませんので、持ち込まないでください。

収集運搬業者壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表

(家電4品目《テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機》)

No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号
1	株式会社大商	栃木市惣社町2181	0282 (27) 8248	15	程塚商事株式会社	宇都宮市元今泉3-8-5	028 (653) 5282	29	トチホク株式会社	那須塩原市鍋掛1475-377	0287 (63) 1451
2	企業組合とちぎ労働福祉事業団	宇都宮市西川田7-1-2	028 (645) 5561	16	いずみ産業株式会社	宇都宮市下平出町198-2	028 (664) 1115	30	株式会社関東産業廃棄物処理公社	栃木市旭町22-24	0282 (25) 3987
3	株式会社安住	壬生町大字壬王乙3550-1	0282 (82) 8566	17	株式会社目黒商事	宇都宮市上野町6078-1	028 (661) 5827	31	有限会社岸興業	栃木市野中町1381-11	0282 (23) 5212
4	相良運輸株式会社	宇都宮市今宮4-5-36	028 (684) 2100	18	有限会社関東実行センター	小山市花垣町1-12-10	0285 (23) 3026	32	有限会社春海丸	宇都宮市竹下町358-35	028 (667) 8403
5	仲田総業株式会社	宇都宮市築瀬町2520-4	028 (635) 2151	19	宇都宮興産株式会社	宇都宮市陽南1-2-2	028 (658) 5291	33	有限会社協栄技研	日光市木和田島2083-11	0288 (26) 2648
6	有限会社大林環境サービス	下野市上古山8-5	0285 (53) 5584	20	有限会社高久建工	壬生町大字羽生田1733	0282 (82) 9418	34	栃木清掃サービス株式会社	栃木市片柳町2-32-4	0282 (25) 1014
7	有限会社マルショウ	壬生町大字安塚1857-1	0282 (86) 5443	21	平手商店	鹿沼市南上野町508-8	0289 (75) 3524	35	株式会社鈴木産業	小山市大字東山田448-69	0285 (49) 1061
8	栃南産業株式会社	下野市下古山947	0285 (53) 5557	22	エイチエス株式会社	宇都宮市下荒針町3406-4	028 (649) 3663	36	有限会社ごみやさん	鹿沼市栄町3-34-9	0289 (65) 5221
9	有限会社日環	宇都宮市上御田町268-5	028 (654) 2334	23	株式会社石山商会	小山市城北3-2-12	0285 (25) 1543	37	株式会社ミクニテック	茨城県古河市高野905-5	0280 (92) 3555
10	有限会社秋和美装	宇都宮市御幸ヶ原町2-68	028 (661) 7490	24	有限会社静井商会	大平町西水代2534-1	0282 (43) 8788	38	株式会社真田ジャパン	那須塩原市井口198-1	0287 (36) 1148
11	有限会社ミサキ商事	壬生町大字藤井1842	0282 (82) 1776	25	野澤総業	宇都宮市下栗町1459-3	028 (656) 1523	39	有限会社坂本商事	栃木市蓮部町4-5-27	0282 (25) 0058
12	戸崎商店	壬生町大字藤井1734	0282 (82) 2542	26	有限会社セイゴウ	宇都宮市平出工業団地43-120	028 (613) 3860	40	三正運輸株式会社	小山市扶桑1-8-17	0282 (82) 4100
13	関口商事株式会社	栃木市泉町21-9	0282 (27) 7101	27	有限会社アタカサービス	宇都宮市石井町365-11	028 (656) 6250	41	さわやかクリーンサービス株式会社	さくら市上野159-2	028 (681) 6622
14	鈴運メンテック株式会社	宇都宮市鶴田町920-1	028 (648) 6241	28	有限会社ファーストコーポレーション	宇都宮市満美穴町25	028 (667) 5430				

問い合わせ先 壬生町清掃センター ☎82-3424

事業主のみなさまへ

「障がい者雇用奨励補助金」を活用ください

町では、障がいのある人を雇用する事業主に対して、賃金等の一部を助成することにより、障がいのある人の雇用の促進・社会参加の推進を図っています。

対象となる事業主

町内に事業所を有する事業主で次のいずれにも該当する事業主。

- ・雇用保険の適用事業主。
- ・町税の滞納がないこと。

ただし、障がい者雇用に関する国の助成金※の支給を受けている事業主は除きます。

※ここでのいう国の助成金とは

- 「特定求職者雇用開発助成金」
- 「職場適応助成金」

対象となる障がい者

次のいずれにも該当する方。

- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

・雇用保険の一般被保険者となっている方。

・平成18年4月1日以降に就職し、1年以上対象事業主に雇用されている方。

ただし、適用を受ける日から1年以上町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有する方。

奨励補助金の額

・雇用した障がい者1人につき、月額5,000円

奨励補助金の使途

・障がい者の賃金、諸手当等又は雇用を継続するための費用に充ててください。

問合せ先 町民生部健康福祉課社会福祉係
☎8111829



介護保険キーワード

認知症って・・・

○認知症を予防する5つのヒント

①社会活動や趣味に積極的に取り組もう

人と交流すると脳が活発に働きます。旅行、園芸、囲碁や将棋などの趣味活動も、計画力や思考力を多く使うため、脳の健康に役立ちます。常に新しい体験をしようとする気持ちが一番の予防薬です。

②有酸素運動をしよう

ウォーキングなどの有酸素運動を行うと脳の血流が増します。できれば毎日30分程度やりやすい時間帯に行うのがおすすめです。

③野菜を多く食べよう

野菜や果物に含まれているビタミンC・E、ベータカロテンの抗酸化作用は認知症予防に効果があると考えられています。

④魚をできるだけ食べよう

特に青魚(サバ・イワシなど)に含まれているDHA(ドコサヘキサエン酸)やEPA(エイコサペンタエン酸)は、脳の神経伝達をよくしたり脳の血流をよくしたりする働きがあります。

⑤記憶力を積極的に使おう

↓知的な機能を活発に使う生活は認知症になりにくいことが分かっています。特に「エピソード記憶」という体験したことを記憶し、思い出す機能(たとえば、今朝何を食べたかを覚えていて思い出すことができる)を積極的に使うことが認知症予防に役立つとされています。食事、運動、趣味など自分の興味のもてるテーマで日記をつけてみるのもおすすめです。

スポーツ

◆成績

第2回

壬生町ターゲット・ バードゴルフ大会

6月9日
町総合公園内コース
パー72

●男子

優勝	大塚 孝次	77
準優勝	栗田 武夫	79
第3位	小野 正夫	86

●女子

優勝	渡辺 チイ	104
準優勝	山川 ヨシ	107
第3位	石川 宮子	115



入賞者のみなさん

第37回町民歩け歩け大会

ときどき晴れ間がのぞくウオーキング日和の6月3日、歩け歩け大会が行われました。50名あまりの参加者のみなさんは、町総合公園陸上競技場からわんぱく公園内を通る4kmのコースを、約1時間で歩きました。

歩き終わった後、参加者の中で最高齢の大栗正次郎さん（84歳）に花束が贈られ、70歳以上のみなさんに記念品が贈られました。



ねんりんピックやなぎ2007

スポーツ・文化交流大会開催される

栃木県主催で、それぞれの協会や連盟が主管となり、更にとちぎ健康福祉協会が事務局となった、「ねんりんピックとちぎ2007」スポーツ・文化交流大会が、5月25日に宇都宮市の健康の森で開催された総合開会式を皮切りに17種目とちぎ健康の森を中心に10の会場で開催されました。

町内では、町総合公園がターゲット・バードゴルフ大会の会場となり、26日午前9時から開催されました。壬生町ターゲット・バードゴルフ協会の大橋会長を中心に入念な事前の準備が行われたことや、県の中心に位置する立地のよさ、町総合公園の駐車場の整備と緑豊かな環境のよさが評価され、昨年の那須塩原市で開催された大会より参加者が100名も多い、過去最高の256名が参加し、盛大に開催されました。

当日は前日の雨がうそのような快晴となり、参加者も日頃の練習の成果を十分に発揮できたことと思われます。



町総合公園で行われたターゲット・バードゴルフには過去最高の256名が参加



農業委員会だより

農業委員会先進地視察研修報告

町農業委員会では、去る5月10日・11日の2日間、川越市農業委員会及び鴨川市総合交流ターミナルの2箇所を視察研修しました。

1 川越市農業委員会

川越市の農家戸数は約300戸、農地面積は370haであり29名の農業委員で組織されています。

川越市は都市近郊のため地価が高く、相続税の納税猶予に係る特例適用農地が多く、簡単に利用権設定ができないため、農地の流動化が伸び悩んでいます。このため、マッピングシステム（地図情報）を活用した「川越市農用地利用調整図」を作成し毎年農地流動化アンケートによる農地の出し手、受け手の情報を整理し、これらの農地を地図に現し視覚的に捉えて、流動化を推進しようとしています。

また、高齢化による農地の遊休化に対しては、地域の受託組織が、農作業を請け負うことにより、解消の手助けをしています。



市では農作業受託組織の設立を積極的に進めており、6つの団体に機械整備費等の補助として約620万円を支出しています。

さらに、福祉施設周辺の休耕田は、埋め立て・造成を行い、高齢者等の健康・生きがい対策として農作業を体験する「福祉農園」として有効利用しています。土地の利用者と施設が農園利用契約を結んで行っている市民農園です。

市・JA・農業委員会の連携による意欲的な農地保全活動の事例及び委員会活動全般についての意見交換を通して大変有意義な研修でした。

2 鴨川市総合交流ターミナル

「みんなの里」

この施設は、鴨川市の西部山間地域の、農村の自然景観が残された地域にあり、平成8年市が補助事業により設置したもので、管理運営は「鴨川市農林業体験交流協会」（地域の会員380人）が行っています。平成17年は利用者約40万人、総売上高4億円とすばらしい実績です。

施設には、農産物直売所、郷土料理レストラン、物産棟、足湯、屋外には、ふれあい農園、イチゴ狩り・みかん狩り・花摘みの圃場、目の前の斜面には桜・あじさい・カンナ等季節季節の花々が配してあります。

地域で取れたものの重視、地域で加工する、地域で販売する、ことによる地域おこしをモットーに事業を展開しています。ここを拠点に農村ならではのさまざまな魅力を活かして、都市の住民と交流することにより、地域の農業を活性化する取り組みが行われています。

例えば、苺圃場の片付けの時

期には、グリーンヘルパー（援農）を募集し、片づけをしてもらう代わりに、苺を摘んでジャムを作りもつて帰る。このような、体験・交流等の事業は30種類を超え、豊富なメニューが用意されており、年間約2万人の参加があります。

直売所には、野菜ソムリエを置き、料理の仕方や野菜の説明をするほか、毎月第3金曜日には、栽培等の勉強会も開くなど熱心です。

女性の加工グループや高齢者の生きがい作りにも力を入れています。

みんなの里は、「総合的・有機的」な運営で成功している事例でありアイデアとコーディネート力の総合力を学びました。



黒子徹さん

町農業委員会に選任

壬生町農業委員会委員に、黒子徹さん（栃木県南農業共済組合推薦）が6月1日付けで、町から選任されました。

農業委員会委員は、地域農業の相談役として地域農業振興の推進、農地行政の適正な執行などをおこなっています。農業、農地に関することはご相談ください。



住所 壬生町大字上稲葉226番地
年令 59才
担当農事部名 下町

各農事部担当農業委員の変更

農事部名 委員氏名
稲葉下馬木 坂田昇一

●「緊急地震速報」について●

(〇〇県のある家庭の居間で)

(テレビのテロップ)「(ピンポン。) 緊急地震速報。××で地震が発生。強い揺れの地域 〇〇県、△△県」
(おとうさん)「えっ・・・」

(おねえさん)「これから揺れるから、上からものが落ちてきても大丈夫なように机の下に隠れて。」

まもなく がたがた (震度4程度の揺れ)

(ぼく)「今の地震の揺れは大きかったね。でも、被害はなさそうだね。よかった・・・」

このような会話をできる日が近づいてきています。これを可能にするのが、気象庁を中心に本運用に向けて取り組んでいる「緊急地震速報」という新しい種類の地震情報です。

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源がどこか、地震の大きさを表すマグニチュードなどを数秒程度で推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることにより、地震による被害の軽減が期待されます。

しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでの時間が長い場合でも数十秒程度であり、震源に近いところでは、情報の提供が大きな揺れ間に合わない場合があるなどの技術的な限界もあります。

平成18年8月1日からは、列車の制御や工事現場における作業員の安全確保等、現時点においても緊急地震速報を混乱なく利用できる分野への先行的な情報提供を開始しており、いくつかの事業者ではすでに緊急地震速報を使った防災対応マニュアルが作成され、情報が利活用されています。

本年9月頃にはテレビ・ラジオなどによる放送を含め、広く国民の方への提供を開始する予定にしています。緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を守っていただくためには、情報を受けたときにどのように行動すれば良いかという「緊急地震速報の利用の心得」を理解していただくことが重要です。気象庁では、本年9月頃の本運用開始に向け、関係機関の協力も得て、「緊急地震速報の利用の心得」の周知・広報を推進しています。

なお、緊急地震速報のしくみなどについては、気象庁ホームページ

(<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>) をご覧ください。

【緊急地震速報の利用の心得】

「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

①家庭

- 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる
- あわてて外へ飛び出さない
- その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない

②不特定多数の者が出入りする施設

- 基本的には施設の従業員等の指示に従う
- その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える
- あわてて出口・階段などに殺到しない

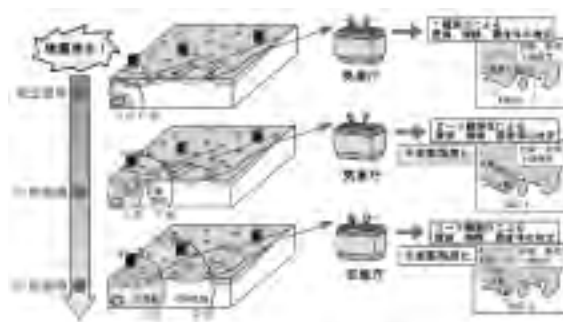
③屋外

- ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に注意

④乗り物で移動中

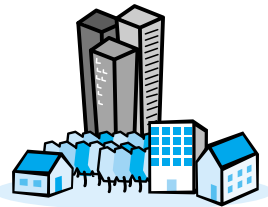
- 自動車運転中は、後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とさない。ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促したのち、緩やかにスピードを落とし、大きな揺れを感じたら、道路状況を確認して安全な場所に停止
- 鉄道・バスに乗車中は、つり革、手すりなどにしっかりつかまる
- エレベーター利用中は、最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる

緊急地震速報のしくみ



問合せ先 宇都宮地方気象台防災業務課 ☎028-635-7260

まちのわだい



◆いなば保育園・稲葉小学校でさつまいもの苗植え◆

6月4日、稲葉小学校といなば保育園が合同で、「なかよし農園」にさつまいもの苗植えを行いました。

参加したのは稲葉小学校の3年生24人といなば保育園のばら組（5歳児）の園児14人で、いなば花と緑の郷づくり協議会（伊藤充哉会長）の指導を受け、畑にさつまいもの苗を植えていきました。全員で一苗ずつ植え終わった畑に、隣の畑から水をもらってたっぷり撒き終了しました。この畑は国道352号に面している上稲葉の三上貞治さん所有の畑（約5a）で、稲葉出張所の北に位置しています。通りすがりにいつでも、さつまいもの生育状況を身近に観察することができ、子どもたちは、秋の収穫を楽しみにしています。

なかよし農園のさつまいも栽培は、稲葉地区（下稲葉・上稲葉・セツ石）の地域交流事業として6年前から継続しています。地元町議会議員、農業委員、マミーボットの皆さんたちも、子どもたちと一緒に作業をしながら心地よい汗を流しました。



◆メリーランド保育園、下稲葉食育応援隊 さつまいもの苗植え◆



6月13日、晴天の下、稲葉地区の農業者で組織する下稲葉食育応援隊（木村春男隊長）男女13名とメリーランド保育園の年長児20名が、合同でさつまいもの苗植えを実施しました。

食育応援隊とメリーランド保育園の園児のさつまいもの苗植えは、今年で3回目となります。

保育園から苗植えを行う田辺正さん所有の畑まで、園児たちは20分かけて歩き、到着すると、きちんと並んで応援隊の農家の人から説明を聞きました。今回植えたのは、焼き芋に適した「ベニアズマ」という品種の苗1500本で、園児たちは応援隊の人たちの植え方を手本にして、丁寧に植えて土をかけていきました。

今回植えたさつまいもは、10月に開催予定のコスモスまつり前にコスモスの種まきをした園児たちに焼き芋にして出される予定で、食育応援隊、メリーランドの関係者の皆さんは園児たちとさつまいもを収穫し、焼き芋を頬ばるのを今から楽しみにしています。

食育応援隊では、農作物を育てることと食べること、自分たちが植えた苗が4カ月で大きなさつまいもに育つこと、これを通して子どもたちと一緒に食育を考えていきたいとしています。

◆羽生田小学校の周辺水路で水生生物調査を行う◆

6月21日、羽生田小学校の3年生以上の18人が、学校周辺の用水路の水生生物調査を行いました。

「はにしの里探検隊」と名付けた3つの調査班は、黒川の山崎堰から取水した用水路の上流から3地点の調査を行いました。羽生田地区の農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる「夢・はにしの里協議会」の役員である杉山恵一会長、篠原良さん、木野内公夫さんがそれぞれの班に付き添いました。

杉山会長が付き添った班では、生き物調査の前に水質調査を行いました。水の透視度やPH、容存酸素、リン酸値、アンモニア値などを調べましたが、見た目以上にきれいな水質に驚きの声が上がりました。黒川の水質が良くなっているという結果でした。

生き物調査では、まず水温、流速を測定し、各自が持参した網で小魚や貝類を採ってバットにいれ観察し記録します。バットの中で観察された生き物は、フナ、アメリカザリガニ、メダカ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、アメンボ、トビケラ、タニシ、ヤゴ、シジミなどでした。子どもたちにとって、身近な環境の多様な生態系を自分の目で確かめることが出来た授業になりました。



採れた生物の観察をしました

◆南犬飼中で人権講話・ビデオフォーラム◆

6月19日、町人権擁護委員協議会（大森忠会長）による人権講話・ビデオフォーラムが、南犬飼中学校で開催されました。これは中学生に人権への理解を深めてもらうことを目的に、毎年この時期に開催しているもので、全校生徒と教職員、人権擁護委員6人が出席しました。

高橋校長先生と大森会長からのあいさつで、「中学生にとっての人権とは?」「最近の人権問題としてはいじめや児童虐待等などがあること」の説明がありました。続くビデオフォーラムでは、「ぼくの青空」という難病と闘う少年の実話を基にしたアニメを鑑賞しました。齊藤和子委員の説明で筋ジストロフィーで少しずつ弱っていく主人公が、生きることの大切さを訴えた映画に感動した一時間でした。

最後に生徒会役員の別井茉莉さんが、星野富弘さんの詩集「速さのちがう時計」から詩を朗読しました。むしろ暑い体育館でしたが、難病と闘う人たちと自分たちの「いのちの輝き」について真剣に考えた講話会でした。



講話をする齊藤さん

◆「人権の花」運動 花の贈呈式◆



子どもたちの人権教育の一環として、毎年行われている宇都宮地方法務局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人権の花」運動の花の贈呈式が、6月8日、藤井小学校で行われました。

この運動は、子どもたちが協力し合って花を育てることで、お互いのコミュニケーションを図り、情操をより豊かにし、人権思想に対して少しでも理解してもらおうと実施しているものです。

今年は、マリーゴールドとガザニアの苗が町人権擁護委員の方々から全児童たちに手渡され、同校を代表して6年生の橋本拓也さんが「これから、全員で大切に育てていきます。そして、今よりもっと藤井小が楽しくなるように、相手を思いやって心の花をたくさん咲かせていきたいと思います。」とお礼の言葉を述べました。

◆七ツ石 農免道路沿いにホタル乱舞◆

6月上旬、七ツ石の農免道路と早乙女赤土屋作業場西側の交差点付近の小藪用水の水路で、ホタルの舞う姿を鑑賞する家族連れが多数見られました。

5年前、本郷の自治会長だった早乙女成生さんが、東雲公園内の御手洗で蛍の郷づくりを推進している「けいよりん」の宮田次男さんからゲンジボタルの幼虫の提供を受けて、放流を始めたのがきっかけで、4年間放流を続け、今年は放流をしませんでしたが、今まで放流したホタルがついに自然繁殖して、多くのホタルが乱舞する姿を見せ、訪れた人々を楽しませてくれました。

ゲンジボタルが夜空に行き交う姿が見られるのは、1週間から10日くらいだそうです。子どもたちが、初めて目にした青白い光を明滅させて飛び交うホタルを追いかけていく姿が印象的でした。現自治会長の増山さんは、七ツ石地区をホタルの里として広めたいと話してくださいました。



多くの地元の方々が
ホタル見物を行いました

◆上稲葉国道沿いで花の苗植え◆

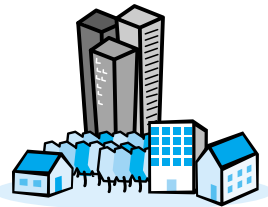


上稲葉の老人クラブ松寿会と子ども育成会及び上町自治会では、地域の美化とお年寄り子どもたちとの交流を深めることを目的に、国道352号の花壇へ5月27日に花の苗植えを行いました。

この日は、約60人のお年寄りや子どもたち等が集まり、老人クラブのみなさんが育てた菊の苗や自治会で用意したマリーゴールド等の苗を、国道沿いの花壇約200mに植えつけました。

作業の終わった花壇には、咲き始めたマリーゴールドのオレンジ色の花が見事に連なり、国道を走るドライバーの目を楽しませています。

まちのわだい



◆「円仁展記念講演会」が開催されました◆



講演をする阿南氏

栃木県立博物館開館25周年記念特別企画「慈覚大師 円仁とその名宝」展が6月3日まで開催されていましたが、その開催期間中の5月20日に壬生町立生涯学習館において、円仁展記念講演会が開催されました。

渡邊光喜壬生寺住職より紹介をいただいた、阿南・ヴァージニア・史代氏を講師に招き、「慈覚大師の唐巡礼の旅を再現する」と題した、映像を交えながらの約80分の講演でした。

歴史学者である阿南氏は10年にわたって円仁の足跡を追跡調査された方で、円仁ゆかりの地とされる壬生町での講演を心待ちにしていました。当日は、140名ほどの聴衆を前に「入唐求法巡礼行記」にまつわる円仁の苦難や偉大さを、自ら撮影した画像とともに紹介して下さいました。

◆NPO「夢くらぶ むつみ」研修会を開催◆

6月21日夜、ありんこ保育園の講堂において思川下流魚道整備事業についての学習会が開催されました。

これはNPO「夢くらぶ むつみ」が、子どもたちに身近な黒川にサケがのぼってこられるようにはどうすればいいかと、昨年10月に引き続いて学習会を開催したものです。講師に下都賀農業振興事務所、参加者は町内の民間保育園、漁業協同組合、地元育成会などでした。

県が2カ年継続で行った思川下流魚道整備調査事業の結果、思川においては、大光寺堰の魚道と小倉堰の魚道の改修をすれば、大光寺堰の上流に上れないサケが鹿沼市まで遡上できると説明がありました。21年度を目標に事業に着手したいと具体的な予定を聞き、設置可能な魚道のタイプや黒川の飯塚堰、山崎堰においても魚道の整備改修を行って、サケが遡上できるようにならないかなど質疑がありました。



毛塚俊照さん、とちぎわんぱく公園 ◆栃木県観光協会から表彰◆

5月30日に宇都宮市のアピアで行われた（財）栃木県観光協会総会において、藤井の毛塚俊照さんが、多年にわたる壬生町商工会理事並びに壬生町観光協会役員として観光の振興に尽力され、かんぴょうを活かしたイベントとの企画などの評価により、観光事業功労者に表彰されました。また、とちぎわんぱく公園は、四季折々の花木の管理や施設の整備に努め、県内外から多くの観光客の集客をはかり、地域の観光に大きく貢献したため、観光功労施設として表彰されました。



毛塚さん 清水町長 わんぱく公園
管理事務所長
高橋さん

◆地域安全の功労者表彰◆

5月31日、栃木市保健福祉センターで開催された、栃木地区防犯協会「平成19年度定期総会」において、河野邊弘吉さん（南犬飼地区防犯組合）後藤龍さん（稲葉地区防犯組合）堀中昭寛さん（睦地区防犯組合）葭葉勲さん（壬生地区防犯組合）が栃木地区防犯功労者表彰を受賞されました。

4氏は多年にわたり防犯活動を積極的に行い地域の犯罪防止と青少年の健全育成に貢献された功績が認められ表彰となりました。



河野邊さん



後藤さん



堀中さん



葭葉さん

みんなの広場



堀 勇斗ちゃん（幸町一丁目）
（H18.7.24生）



高橋 かえで 颯ちゃん（落合）
（H18.7.4生）



高岩 あみ 彩未ちゃん（安塚南部）
（H14.7.19生）



眞島 しん 新ちゃん（緑町一丁目）
（H18.7.28生）



わが家のアイドル

今回は9月生まれのアイドルを募集します。（締切8月20日）。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321-0292壬生町通町12-22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

歴史民族資料館だより

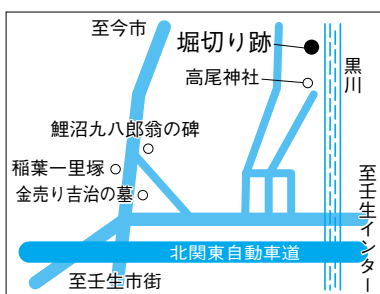
問合せ先 歴史民俗資料館

☎ 82-8544

※一・二町……一町は約109m
七・八間……一間は約1.8m
次回は、今回に引き続き、川にかかわる「堀切り堤跡」について、紹介します。

「堀切りは高尾明神の北一・二町にあり、古くは黒川は峰山の西側を、法印湖、下馬木の東の方に流れる。川は毎年の増水のため稲葉、羽生田の両村は大きな被害を被ってきた。このため両村で申し合わせ台地を七・八間の幅で掘削を行い、これにより水の難から逃れることができた。」と書かれています。

このことは、現在の黒川は峰山の東を流れていますが、もとは峰山の西側を流れていたことを物語っています。昔の川が流れていた峰山の西側には、上川原や山神川原などの地名が残ると共に、今でも峰山の台地の突端には、堀切りの痕跡を見ることが出来ます。



絵図
『壬生領史略』本文中より

シリーズⅢ
『壬生領史略』に記された文化財
このシリーズでは、江戸時代に壬生藩領内の史跡・名勝について記された『壬生領史略』中に書き残された文化財について紹介しています。今回は上稲葉・峰山（嘉陽が丘ふれあい広場がある台地）に伝わる大土木工事のお話です。

ほつき あと

堀切り跡



第5回いなばの郷いちご狩り ふれあいフェスティバル開催

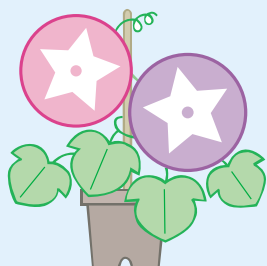
6月10日、稲葉小学校を会場に、「第5回いなばの郷いちご狩りふれあいフェスティバル」が開催されました。

このフェスティバルは、いなば花と緑の郷づくり協議会（伊藤充哉会長）が主催し、稲葉地区の農業委員、町母出荷組合、認定農業者などの農業団体や地元消防団などの皆さんが協力して毎年6月の日曜に開催しています。

いちご狩りは、稲葉小学校で受付をしてから、ストロベリーハイキングとして、いちご農家

に先導され、ハウスまで歩いていきました。最初の組は8時30分には出発し、最終的に26組、参加者合計人数は約3千人で、小さな子どもを連れた家族連れなど、町外から参加された方も大勢いました。

その他、小学校の会場ではチャリティ歌謡ショー、よさこいin MIBU、太鼓演奏や保育園児のお遊戯発表、玉ねぎ、さつきや苗木の無料配布や各種模擬店の販売が行われ、合計5千人の方たちが会場を訪れました。



（○）数字は寄付回数
羽生田西部親睦会様④ 3千円
ふれあいカラオケ教室様⑨
4万4千266円

寄付 社会福祉協議会へ

まちのうごき

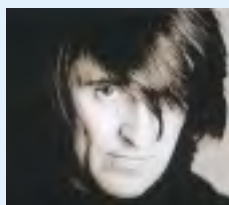
7月1日現在

総人口	39,850 人 (△64)
男	19,552 人 (△40)
女	20,298 人 (△24)
世帯数	13,913 世帯 (△21)
	() 内は前月比

8月の納税等

- 町県民税（2期）
 - 国民健康保険税（2期）
 - 介護保険料（普通徴収・2期）
- 納期限 8月31日

伝説のヴァイオラ奏者バシュメット&
世界屈指のモスクワ・ソロイスツ、諏訪内晶子。



ユーリー・バシュメット
（指揮・ヴァイオラ）

バシュメット&
モスクワ・ソロイスツ、諏訪内晶子

2008年2月3日（日）

18：30開演

全指定席 5,000円

8月8日（水）発売



諏訪内晶子（ヴァイオリン）



モスクワ・ソロイスツ合奏団

■会場 壬生中央公民館大ホール（城址公園ホール）

※入場券は、壬生中央公民館、稲葉・南犬飼出張所、町施設振興公社で取り扱いします。

■問合せ先 壬生中央公民館 ☎82-0108



絵画「まどから見たけしき」



壬生小5年
白澤 絢一郎



壬生小5年
石崎 朝子

